

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（通所型サービスA事業）

利 用 契 約 書

様（以下、「利用者」という。）は、木曽町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が運営する木曾福島デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において提供される、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（通所型サービスA事業）の提供を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「この契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業所は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、契約者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）のうち、通所型サービスA事業（以下、単に「サービス」という。）を提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の有効期間は、契約締結の日から利用者がこの事業が必要であると認定された期間の満了日までとします。ただし、契約満了日の7日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、この契約は、更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（個別サービス計画の作成及び変更）

第3条 事業所は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の介護予防サービス計画または介護予防マネジメント（以下、「介護予防プラン」という。）が作成されている場合には、それに沿って利用者の目標及び目標を達成するための具体的なサービス等を記載した個別サービス計画を作成します。介護予防プランの作成にあたっては、事業所はその内容を利用者に説明し、同意を得ます。

(提供するサービスの内容及び変更)

第4条 事業所は、提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、重要事項説明書及び契約書別紙のとおりです。

- 2 利用者は、いつでもサービスの内容、を変更することができます。この申し出があった場合、当該変更が介護予防プランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目標に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービス内容を変更します。
- 3 事業所は、利用者が介護予防プランの変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センターに連絡するなど必要な援助を行います。
- 4 事業所は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

(利用日の中止・変更・追加)

第5条 利用者は、利用期日前には、サービスの利用を中止し、変更し、または新たにサービスの利用を追加することができます。この場合に、利用者はサービス実施日の前日午後5時まで（前日が休業日の場合は、休業日前日の午後5時まで）に事業者に申し出るものとします。

- 2 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービスの利用変更、追加の申し出に対し、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日を利用者に提示し協議するものとします。

(利用料等の支払い)

第6条 利用者は、事業所からサービスの提供を受けたときは、契約書別紙の記載に従い、事業所に対し、利用者負担金を支払います。

- 2 利用料の請求や支払方法は、重要事項説明書のとおりです。
- 3 利用者が重要事項説明書に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業所へのキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容態の急変などやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

- 4 事業所は、利用者が支払うべきサービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 5 前項のほか、利用者は食事の提供にかかる費用及び利用者の日常生活上必要となる諸費用を事業者に支払うものとします。
- 6 前4項に定めるサービスの利用料金は、1か月ごとに計算し、事業者はその合計額を請求書に明細を付して翌月20日までに利用者に送付し、利用者は同月の25日までに支払うものとします。
- 7 事業所は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行するものとします。

(利用料の変更)

第7条 事業所は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合は、この契約を解約することができるものとします。

(利用料の滞納)

第8条 利用者が正当な理由がなく事業所に支払うべき利用者負担金を3カ月以上滞納した場合は、事業所は、利用者に対し、1カ月以上の猶予期間を設けた上で支払期限を定め、当該期日までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解除する旨の催告をすることができます。

- 2 事業所は、前項の催告をしたときは、担当の地域包括支援センター及び利用者が住所を有する市町村等と連絡と連携し、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じるよう努めます。
- 3 事業所は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いを行わなかったときは、文書によりこの契約を解約することができます。

(利用の解約権)

第9条 利用者は、7日以上の予告期間を設けることにより、事業所に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に、この契約は解約されるものとします。

2 利用料は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、直ちにこの契約を解約することができます。

- 一 事業所が正当な理由なくこの契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとする場合
- 二 本会及び事業所が、第12条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業所が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、この契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の解約権)

第10条 事業所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができるものとします。

- 一 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、本会または事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この契約の目的を達することが著しく困難となった場合
 - 二 利用者が事業所の通常の事業の実施地域以外に居住し、事業においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
- 2 事業所は、前項の規定によりこの契約を解約する場合は、担当の地域包括支援センター及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等と連携し、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じるよう努めます。

(契約の終了)

第11条 次の各号のいずれかに回答する場合は、この契約は終了します。

- 一 第2条第1項に基づき、利用者からこの契約を契約を変更しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- 二 第8条第1項に基づき、利用者からこの契約を解約する意思が表示され、予告期間が満了した場合
- 三 第6条もしくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- 四 第7条に基づき、事業所から解約の意思表示がなされた場合
- 五 第9条に基づき、事業所から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 六 利用者が介護保険施設等へ入所した場合
- 七 利用者が（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護サービスまたは（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を受けることとなった場合
- 八 利用者の要介護状態区分が要介護または自立となった場合
- 九 利用者が死亡した場合

(事業所の義務)

- 第12条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業所は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師または看護職員もしくは主治医と連携し、利用者から聴取・確認の上で、サービスを実施するものとします。
 - 3 事業所は、サービス提供時に、利用者に病状の急変が生じた場合など必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとします。

(契約者の施設利用上の注意義務等)

- 第13条 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。

3 利用者に特段の配慮が必要な場合は、利用者及び利用者の家族と事業所との協議により、施設、設備の利用方法などを決定するものとします。

(損害賠償)

第14条 事業所は、サービスの提供にあたり、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者または利用者の家族に対してその損害を賠償します。ただし、当該賠償について、事業所の責任を問えない場合は、この限りではありません。

2 前項の義務の履行を確保するため、事業所は、損害賠償保険に加入するものとします。

3 利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減免することができるものとします。

(守秘義務等)

第15条 本会及び事業所の職員等は、サービスの提供にあたって知り得た利用者またはその家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。また、この守秘義務は、この契約が終了した後も継続します。

2 本会は、本会及び事業所の職員等が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族に係る情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 事業所は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

4 前3項にかかわらず、利用者に係る地域包括支援センター等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者または利用者の家族の個人情報を用いることができるものとします。

(苦情処理)

第16条 利用者または利用者の家族は、事業所が提供したサービスに関して苦情等がある場合は、事業所の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業所は、提供したサービスについて、利用者または利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処するものとします。
- 3 事業所は、利用者が苦情の申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な取り扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第17条 事業所は、サービスの提供に関する記録を整備し、この契約終了の日から5年間保存するものとします。

- 2 利用者及び利用者の後見人は、事業所に対して、いつでも前項に規定する記録の閲覧および複写を求めることができます。ただし、福祉やに際しては、事業所は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。
- 3 事業所は、この契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得て、利用者の指定する地域包括支援センター及び関係する市町村に第1項に規定する記録の写しを交付することができるものとします。

(協議事項)

第18条 この契約に定められていない事項については、本会及び事業所は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び本会、事業所が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

契約締結日：令和 年 月 日

[利用者] 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

住所：

氏名：

印

[利用者代理人] 私は、利用者にこの契約の意思を確認の上、本人に代わり、署名を行いました。

住 所 :

氏 名 :

(印)

[事業所]

住 所 : 長野県木曽郡木曽町福島6305番地

名 称 : 木曽福島デイサービスセンター

(介護保険事業所番号: 2072600428)

[法人]

住 所 : 長野県木曽郡木曽町日義1600番地1

名 称 : 社会福祉法人 木曽町社会福祉協議会

代 表 者 : 会長 邑上 豊美 (印)